

## 日本の企業会計制度の現状と問題点

若 杉 明

### はじめに

ただいま、ご紹介に預かりました若杉でございます。経営学部の阿部学部長を始め、いろいろな先生方と久しぶりにお目にかかれて大変うれしく思っています。このような機会を作って下さったことに関しまして大変感謝いたしております。学生諸君は私が定年で退官した後に入ってきた人たちですので、今日初めてお目にかかることと思います。私もこのキャンパスに久しぶりに参りまして、いろいろ新しい物的設備が整備されている状況を見て、大変うれしく思っております。今は、紹介していただきましたように、東京の杉並にあります高千穂大学のほうに勤務しておりますが、いつも横浜国立大学のことは頭の中にあります。先生方の中にはテレビでお話される方々とか、その他新聞などでも横浜国大の名前が出るごとに、大変興味をもって見たり聞いたりしています。阿部学部長とは現在、日本学術会議の会員としまして、ご一緒しております。同じ経済学関係の第三部というセクションに所属しております、一緒にいろいろな活動をしております。現在も、アジア学術会議という委員会の委員として一緒に仕事をしております。

本日はいろいろとご紹介していただいたことからもお分かりのように、日本の会計制度の現状およびその特色、それから今後の展望、すな

わち、これからどのようになっていくのだろうか、というようなことにつきましてお話をしたいと思います。

さきほども、すでに紹介されていますように、会計ビッグバン、宇宙の大爆発という意味のビッグバンですね、イギリスで金融制度の改革をする際に、ビッグバンという言葉が使われ、その運動は大成功を収めました。日本でも同じような趣旨で金融再生のための包括的な規制の緩和とか、あるいは自由化対策を目指しまして、金融ビッグバンが現在も進行中です。と同時に、日本では、会計ビッグバンという問題が起こり、現在進行中です。私が所属しております金融庁企業会計審議会では、日本の企業の会計を引っ張っていくガイドラインとしての会計基準の作成を現在行っております。

この企業会計審議会は、すでに50数年の歴史を持っております。われわれの先輩である会計学者の方々が、ずっとこの審議会において数々の会計基準を作成してこられまして、私は現在それを受け継ぎ、責任者として基準作りを行っております。

濱本教授も、2,3年前まで審議会の委員をしておりましたが、現在は離れております。この企業会計審議会そのものといえますか、会計基準作りそのものが若干今までと違った方向にむかってゆこうとしています。そんなことも今日のお話の中に入れて、皆さんにご紹介したいと考えています。

## 1. 会計ビッグ・バン会計の国際化

今から50数年前に、第二次大戦が終わった後、日本の会計制度の近代化の運動が展開され、その頃会計ブームが起きました。最近もこの会計ビッグバンという動きの中で、会計ブームといってもいいような状況が見受けられます。例えば、日経新聞等をはじめとする商業新聞でも、ときどき、会計に関する大きな記事を扱っております。書店に行きますと、会計関係のいろいろな書物が、しかもそれが専門的に勉強する人たちだけではなくて、広く一般の人向けの書物が並んでおります。これらの状況を見ますと、われわれは会計が今、まさに社会全般の関心を集めているということが納得されます。

このような会計ビッグバンは、具体的には、企業の会計を引っ張っていく会計基準作りとして進められています。公表されている会計基準の現状にあわせた改訂、それから新しい状況にあわせた基準の設定、そういう作業が非常に密度濃く行われております。最近5年間にも、10近い基準ができて公表され、実践を指導しております。

このような動きの中で、われわれが非常に大きな影響を受け、絶えずそれを意識しなければならないものがあります。それは他の分野でも同じように起こっているわけですが、グローバル化です。国際化、日本の国内に証券取引法とか商法のような根拠法規があり、それに基づいて会計が行われますけれども、それは日本の企業のための、それから日本の株主や投資者のための会計だけではなく、国際化の進んでおります現状では、国際的な投資も頻繁に行われておりますので、外国の人たちにも、企業が作った財務諸表が利用されています。つまり、会計がいろいろな形で国際的場面で問題になっております。

企業による資金調達国際化が進むにつれて、財務諸表作成基準の国際的同一化が不可欠となり、日本の会計基準の国際的基準への収束が避

けられない問題です。したがって、われわれが会計基準を作るときに、海外の動きを反映させながら作業をすることになります。特に、われわれが意識しなければならない国際的な会計基準としましては、アメリカのFASB (Financial Accounting Standards Board) が作ります会計基準、国際会計基準理事会 (International Accounting Standard Board) が作る国際会計基準、こういったものを絶えず、われわれは考慮に入れながら、日本の会計基準を作ってきております。

日本独自の会計基準を作ったとしますと、これはいろいろな形で摩擦の原因となり、数年前のレジェンド問題のように日本の会計の信頼性を低めるおそれがあります。したがって、国際的な状況を踏まえ、それを意識しながら、日本独自の諸状況をも反映させた会計基準を作っていくかなければならないのです。

会計基準を作っていく場合に、われわれが持っていないとなければならない基本的な考え方があります。何のために会計基準を作るか、そしてその作ったものがどのように社会的に利用されるのか、ということ絶えず考えておかなければなりません。その基本的な考え方は、会計が行われた結果として作成され、ディスクローズされる財務諸表は企業の実態を正しく、適切に時宜を得て開示するものでなければならないということです。すなわち実態開示です。実態の時宜をえた開示によってはじめてステイク・ホルダーによる企業評価が適切に行われるのです。

会計が長い歴史を持っておりますことは、皆さんも講義その他で勉強しているものと思います。会計情報を利用する人の立場を重視しながら、会計を行い、会計報告書を作成、開示する、という考え方が支配的になったのは比較的最近のことです。今から30年ぐらいまえに、そのような考え方が会計の世界に入ってきました。会計情報理論というものがその理論的基礎となっております。要するに情報理論を使って会計の社会的な有用性を高めていこうというものです。

情報理論というのは要するに、情報を利用する人の立場を考えて、その人たちの利用に最も役立つように情報を作り、開示するという考え方はです。それまでは、情報を作る人の立場が支配的でした。

われわれの行動は常に、基本的な物の考え方、別な言い方をすれば、哲学にしたがって行われております。哲学というと講義では難しいことのように見えますが、実践の場での哲学は非常に単純なものでして、われわれが物事を実践していく場合の基本的な方向性を示すもので、決して難しいものではないのです。会計のあり方を考える場合、実態開示ということを念頭に置き、国際的な視野をもって、利用者の立場に配慮する。これがいってみれば、会計基準を作る哲学なんだといってよいと思います。

そういうものなしでは社会的に役立つ仕事はできない。できたものが本当に役に立つものかどうかはわからない。われわれが合理的な行動をするためには常に、基本的な物の考え方をしっかり持っていて、それに合わせて、それを達成するように行動していくことが必要です。これはあらゆる場合に言えることだと思います。そこで話を具体化させて見ていきますと、最近の日本の会計制度の特色をほぼ3つぐらいの問題領域に分けて、捉えることができると思います。

## 2. 連結財務諸表制度

第一は連結財務諸表制度です。連結財務諸表原則はすでに、22~3年前にできております。当時はまだ連結会計の実践に、企業全般が慣れていませんでしたので、まずとりあえず啓蒙的な役割を考えながら、企業の個別財務諸表を連結して、企業集団全体の状況を表す財務諸表を作り開示させることを考えたわけです。いろいろ解決すべき問題はいくつもありましたが、初めから完璧な基準を作ってやろうとしても、なかなかすぐにはできるものではない。とりあえず基準を作り、それを実践してみる。そしていろ

いろ足りない部分とか、あるいは現状に合わない部分があった場合、それを直していく。一種のトライアル・アンド・エラーをしながら実践していこうということでした。その後、20数年間の実践経験を経て、企業をめぐる環境条件の大きな変化に照らして改訂を行い、今から3年程前に改訂連結財務諸表基準というものが公表されました。現在すでにそれは実践されております。

日本では、かつては個別財務諸表、すなわち親会社、子会社等個々の会社の財務諸表を作成・公開して、企業の状況を観察し、そして評価する、そういう方式がとられてきました。ところが、企業集団にあっては、法的には各企業が独立しておりますけれども、企業経営上はそれぞれ、密接な関連を持っており、親会社の統一的意思決定に基づいて集団経営が行われています。集団を構成する個々の会社は、1つの会社の中の、製造部門、販売部門あるいは財務部門というように機能別な部門の集まりと同じような役割を果たしています。集団全体が1つの独立した企業体であって、個々の企業はその中で機能別の仕事を担当しているのと全く同じです。ですから企業集団全体としての収益力とか、財政状態とか、あるいはキャッシュ・フローの状況というものを見なければ、本当の企業集団全体の観察あるいは評価ということはできないのです。

海外にはすでにそういう実践を続け、長い歴史を持っている国があります。アメリカなどは20世紀の初めから連結決算をやっております。日本はわずか20数年の経験しかありません。そしてしかもさっき言いましたとおり、現状に合わせて改訂を重ねまして、やっと一人前とでもいいたいでしょうか、世界水準並みの連結会計実践が行われているわけです。当然、連結集団に関する情報を作成することは、その経営のうえで重要な役割を果たします。連結決算書は集団経営をしていくうえで、また外部者による企業評価にさいしてなくてはならない情報です。

企業外部の人間がその集団の状況を観察する場合に、非常に役に立つ。特に、外国の投資家は、みんな企業集団の財務諸表をみて判断するという習慣を長年にわたって身につけていますので、個別財務諸表だけを公表するのでは、どうもしようがないわけです。ですから、連結決算制度は、外国の投資家にとっては絶対不可欠なのです。それをとおして日本の企業を観察し評価するわけです。日本の企業も、あるいはステイクホルダーも20数年の間に連結決算書に慣れてきています。

現行の連結会計基準は旧基準に比していくつかの特色をもっています。まず、連結の範囲を決める基準が変りました。かつては持株比率基準が採用されて、50%を超える株式を持っている企業が親会社であり、持たれている会社が子会社である。だから、その親会社と子会社について連結するということでした。持株比率で行きますと、実質的に親子会社の関係にありながら、持株比率が50%以下の場合には、連結しなくていいということになります。「連結外し」というんですが、連結から外れた子会社を使って、業績の好ましくない親会社が利益操作を行うということがよくありました。たとえば、親会社の売上を伸ばすために、子会社にそれを売って、親会社の売上高等の業績を高める。実際は、子会社がそれをまた集団外の企業に売らない限りには、本当に売ったことにはならない。「連結外し」をしますと、連結の範囲外にある子会社に売った場合には、これは一応まったく純然たる外の会社に売ったのと同じような会計処理が行われますので、企業の実態が歪められてしまう。これを防ぐために現在は支配力基準がとられているのです。

持株比率基準によると連結財政諸表が企業集団の実態を表示しないために、集団経営そのものが、歪められた形で行われるおそれがあります。現行の基準によると、いまの原則では連結の範囲に含められない実質的な子会社も連結の範囲に含められる。支配力基準によると、現に

その企業を支配している親会社と子会社という関係で連結決算をしますから、実態開示の精神に沿った措置が講ぜられるのです。

### 3. 時価評価の導入

次の特色としまして、時価評価が導入されたことがあげられます。今まで日本の会計制度ではどちらかという厳格な取得原価主義会計が実施されてきました。取得原価主義会計は1930年代以降、アメリカでは会計の原則として、取得原価による評価と実現主義による認識、これが一体となって、その会計実践を引っ張ってきました。それが1930年頃までは、これは世界恐慌が起こった年で、正確には1929年に起こっていますが、その頃までは、時価評価を取り入れた実務が行われており、時価評価をしていい加減な会計処理をしていた会社が恐慌のために、倒産しています。そこで水増し評価の可能性をもつ時価評価というものを絶対止めさせるべきだ、そういう考え方が支配的となりました。

そして、1930年代以降のアメリカでは、実現主義と取得原価主義を一体とした、要するに水増し評価のできない、会計実践が続いたのです。しかし、それが1950年代後半になりますと状況が変わってきて、取得原価一本でやっていくことに対する批判の手が挙がってきました。取得原価・実現基準では企業の業績評価がうまくいかないのです。その後は、この傾向が強まり、最近はとにかく時価評価が広く実践されております。アメリカの、先ほど申しました、FASBの基準や国際会計基準でも、時価評価が幅広く導入されております。

そのような影響を受けまして、日本でも時価評価が部分的ながら会計基準の中にも取り入れられました。この時価評価は、実態開示にとって最も整合的な評価法だといってよいと思います。なぜかといいますと、取得原価は資産を取得したときの価額で、以後それを基本にして会計処理をしていきますので、帳簿価額が現実から乖離していき、現実を表さない会計数値を生

み出す結果になってしまう。このように、実態開示という点からいいますと、貸借対照表価額と現実とに食い違いが出てきてしまう。そこで時価を導入することによって原価評価の不備をカバーしようとするのです。

時価評価は現在のところ、ある種の金融商品に適用されています。金融商品全般の時価評価ではなくて、金融商品の中でも、トレーディング目的の有価証券とか、あるいは金融派生商品とか、その他持ち合い株式等です。時価評価をすることの本来の狙いは実態開示にあります。ところが、これが副産物を生み出します。会計処理は、単に会計した結果の財務諸表の中身を変えるだけではなくて、会計することが経営の行動を支配し、あるいは影響を及ぼす面があります。

会計というのはただ単に、会計情報を作ってそれを公開するというだけではなく、その結果が企業の経営活動にいろいろな形で影響を与えるという面があります。積極的に意識して、会計処理および開示法を基準化するといろいろな成果が期待できるのです。例えば、前述の持ち合い株式に時価評価を適用することにより、国際的に悪評のある日本の株の持ち合いの解消に役立つのです。

#### 4. キャッシュ・フロー計算

それから、3つ目の特色としましてキャッシュ・フロー計算が重視されるようになりました。今までの会計は、発生主義会計といわれるもので、お金の流れを追いながら会計処理を行っていくというのではなくて、お金の流れとは離れた、つまり経営活動の実態を会計的に捉えて情報化する。これは企業の活動状況を非常に精緻に把握することができるという特色を持っています。ところが、お金の流れから離れていますから、たとえば、売上がずいぶん伸びた、しかしその大半が信用で売っている場合、代金回収という問題が別個に起こります。それで相手の経営が悪化して、代金を払ってくれないとな

ると、その会社、つまり債権者たる会社は回収不能に陥り不良債権が生じます。

ところが、その状況は発生主義会計では的確に把握できない、情報化できないんです。それをキャッシュ・フロー計算で補っていかうとする。これがキャッシュ・フロー会計の存在理由です。このような会計はキャッシュ・フロー経営という新たなものの考え方を必要とします。

#### 5. 新たな会計基準作り

##### (1) 監査基準の改訂

企業会計審議会では、3つの会計基準作りを現在、同時に行っております。第一は、監査基準の改訂問題です。2年ぐらい前に山一証券が倒産いたしました。倒産してから山一証券は2,600億円の簿外債務を抱えていたことが暴露されました。債務については完全表示が要求されます。ですから、簿外債務とは言ってみれば、隠れた債務です。債務は返済が滞れば会社が潰れる非常に危険なものですから、漏れなく財務諸表に載せなければなりません。ところが、山一証券という四大証券の1つである超大企業が、そんな決算をやっていたんです。しかも、公認会計士が監査したにもかかわらず会計記録についてその実態を見抜けなくて、適正意見を出したのです。つまり、会計記録についてどこにも問題がない、すなわち山一証券の会計処理は適正であるという意見を述べたのです。ということは、山一証券の行った経理がいいかげんであったということと、その監査そのものがまともに行われてなかったという、2つの問題が露呈されました。

それを監査の側から見てみますと、日本の監査に対する信用の失墜という問題につながるのです。あの当時、山一証券だけでなく、三田工業等いくつかの大会社が同じようなパターンの倒産と経理不正、監査のずさんさを露呈しました。

日本の監査制度に対する信頼がそこで失墜してしまいました。監査に対する信頼性がゆらい

だということは、その国の財務諸表がそのまま信じてはいけないものだということを意味しています。レジェンド問題という、アメリカのビッグ5の監査法人が、日本の財務諸表はローカルな会計基準にしたがって作成されているので、信頼できないということを言い出したのです。そのようなことを、外国の監査法人が言うということは、日本の監査法人の存在基盤を揺るがすおそれがあります。やはり日本の会計制度、特に監査制度における欠陥をついたものとして、反省すべき点を示唆していると思います。

このようなことに対応して監査基準はときどき改訂されており、現在も監査基準の改訂を行っております。その特色はいくつかありますので、ご紹介致します。おそらくこの基準改訂は来年の春ぐらいに完成するのではないかと思います。

改訂されつつある監査基準のもつ1つの特色としまして、リスク・アプローチが採用されていることをあげることができます。リスクというのは監査リスクです。監査リスクとはどういうものかといいますと、監査人が虚偽の会計記録を見のがしてしまうこと等によりおかし危険です。これによって監査人は賠償責任等を負います。監査するに当たっては、すべての会計記録をもれなく対象とすることはできません。大企業は膨大な会計記録を持っておりますから、それを商法で定められた短い期間内で全部、監査してしまうことはできない。ですから、試査の方式、テスト・チェックすなわち全部見るのではなく、その中よりサンプルを抜き出して監査し、それに問題がなければ、その抜き出すもとの母集団も問題がないとする、そういう手法を使います。そうせざるを得ないのです。小さな個人商店だったら、精細監査すなわち全部の記録を調べることができますが、大企業ではそんなことできません。特に国内だけではなく、国際的に事業展開している場合には、世界中に事業所が散らばっているわけですから、それを商法の定めている何週間かですべてを監

査することは、絶対に不可能です。

そうしますと、このような問題が起こります。監査人、すなわち公認会計士が、ある会社の監査をやったとします。すると、会計基準に合わない会計処理をしていることを発見したとする。そこで、監査人は経営者に向かってこの処理は適正でない、基準違反だ、だから訂正して欲しいという勧告をします。監査というのは、会計記録を作る企業の側と、監査をする会計監査人の側とで、責任が別なんです (principle of dual responsibility)。

企業の方は会計記録を作ることに責任を持ち、監査人はそれを監査することに責任を持ちます。責任が分離されているんです。ですから、監査人からこれはおかしいから直せと言われた場合に、企業としては自分は適正で問題ないと思ったら直さなくとも済むのです。

ところで監査人が「この記録は、原則に違反している」と言ったとする。すると会社側は「それはおかしい。去年は同じ処理をして、先生は何とも言わなかった。なぜ、今年だけおかしいというのですか」とこたえた。実は、そこに監査リスクがあるのです。どういうことかといいますと、さっき言いましたように、テスト・チェックでいきますから、一部を選んできて監査します。去年選んだ資料の中には、基準に反する処理をした記録がなかった。ですから、適正だという監査意見を表明した。今年たまたま、サンプルの中に基準に反する処理をしたものが入っており、それを見つけて注意したわけです。まさに監査リスクがそこにあるわけです。

監査リスクにはまた、いろいろな種類があります。細かいところまでとても言う時間がないので、要するにそういうリスクをとまなう監査にさいして、いかにしてリスクを低い水準に抑えこむかが、問題の焦点です。そのために、1993年、今から8年前の監査基準の改正の際に、リスク・アプローチがとられました。ところが、しっかりとした仕組みを作っておかなかったの

で、監査実践に対して徹底しなかったのです。今の基準改訂作業では、監査リスクをもっと前面に押し出して、徹底させなければならない、という考え方が支配的です。そのために、監査リスクに関する規定が新しい監査基準の案の中に入っております。どういうことかといいますと、どうも危険性、すなわち虚偽の会計記録や虚偽の財務諸表が作成されそうな気配があるぞと思われる事柄に対しては、監査する人員を、あるいは監査する時間を多く割り当てる。要するに、その他のものより集中的に強力に監査するということです。

リスク・アプローチがどういう意味を持つかといいますと、監査する側でミスをおかしますと、監査人の側にその責任がのしかかってきます。たとえば、会社が倒産した、そして監査人がその可能性をしっかりと把握していなかった、あるいは倒産しそうなのに、それがわからなかった。倒産によって株主が損害を被った。そうすると、株主は受けた損害を賠償請求します。そのときに、監査人に対して「あなたの監査が不十分なため、こうなったんだ」といって、株主は訴訟を起こす。株主が訴訟を起こしますと、それはもう個人財産を処分したところでは賠償金を払えません。そのために、監査人は保険をかけてそれに備えようとするのです。

日本の公認会計士は1万数千人しかいませんから、この人数の加盟者で保険を作りますと、保険料はべらぼうに高くなります。それでも保険に入っておけば、自分の私的な財産を処分しなくても賠償することができます。しかし、そうなるまでにとにかく、リスク・アプローチをとって、そういうことが起こらないようにしておかなければならない。リスク・アプローチをとるということは、いわば監査人の自己防衛のための策なのです。今度の監査基準の改訂にあたってそのような考え方が強く出ております。

もう1つ重要な特色があって、それは企業の継続能力を監査人が監査の中で問題にする。つまり、会社の会計というのは、ゴーイング・コ

ンサーン、正常な経営活動を行っている状況での決算と、会社が倒産することを前提に行う会計とは会計の質がぜんぜん違うのです。ですから、監査をしてこの会社が、継続事業の前提というのですが、この前提のもとで会計処理を行い、決算をするのが妥当かどうか、ということを見極める必要がある。もしも、会社が今にも潰れそうな状況なのに、継続事業を前提とした会計処理は妥当ではない。そのような場合には、倒産を前提とした会計を行って、それを情報化しなければなりません。

## (2) 企業結合会計

その他、企業結合に関する会計基準が現在作成されております。企業の結合とか分割とかは、現実の社会で盛んに行われておりますので、それに対応して商法上も、改正を行っております。企業会計の立場から言いますと、企業結合の会計処理を適正に行う必要があります。国際的な会計基準で、こういう条件のもとでは現物出資説、パーチェス・メソッドが使われ、こういう状況のもとでは持分プーリング法、人格承継説を使うというふうに、これまでは、状況に応じて、方法を使い分けるのが妥当だということになっていました。このように2とおりの違う基準でやりますと、でてきた結果の会計数値が性格を異としますから、比較ができないのです。比較可能性を重視しますと、1つの方法だけを認め、他は認めないほうがいいのです。それと持分プーリング法は資産・負債の時価評価をしませんので、企業の実態から離れた開示を行うことになる。このような理由から、国際的基準ではいま、パーチェス法一本に絞る方向に向かっております。

われわれも基準作りを進めておりますけれども、パーチェス法への一元化につき合意がえられておらず、まだ結論が出ておりません。国際的な流れに沿う形の基準作りをすれば、現物出資説に一本化することになると思うのですけれども。

### (3) 固定資産の減損会計

3つ目の部会は、固定資産に関わる減損会計、インペアメント・アカウンティングの基準作りをしています。固定資産に減損が生じた場合に、その減損を認識して、損失として処理しようということです。日本の銀行は大体、担保をとって融資をします。担保物件は土地などの不動産が多い。これを担保にしていくらかの金を貸す借りる、という契約が結ばれたときに、債務者が返済すべき時期になっても、まだ返済する力がないという場合には、担保を差し押さえて、これを処分しその処分額でもって支払いをする。ところが、今問題になっています不良債権は、銀行がお金を貸して担保をとったバブル時代には、担保物件の価値は高かったのですが、バブルが萎んでしまいますと、担保の価値が非常に下がってしまった。そうしますと、債務者のほうは払おうにも払えない、業績が悪いからでは、担保物件を処分し、それで払おうとしても、担保を設定したときの何分の1かに価値が下がっていれば、それを処分したところで債務の返済に足りない。それが今の不良債権の問題です。その他固定資産の収益獲得能力が低下して、帳簿価額以下に実態価値が下がってしまったということも、起こりうることです。

固定資産の価値が下がっているならば、それを反映させ、その状況を実態開示すべきではないかという要請が生じてくるのも当然です。とにかく事業用の資産、会社が経営をしていくうえで必要な固定資産について、その持っております価値が下がったならば、特に帳簿価額や、貸借対照表上に記載されている金額よりも下がったならば、評価切り下げをして差額分を特別損失として計上する必要があります。このような問題についても現在基準作りが行われていますが、まだ結論は出ておりません。

## 6. 会計基準設定主体

会計基準の設定に当っては、設定主体というものが重要です。今、日本では企業会計審議会

が基準作りを行っている。企業会計審議会は、企業会計審議会組織令という政令、すなわち内閣の命令に基づいて組織されております。政令にはさらに、その本法がその基礎にあります。本法とは証券取引法のことです。

現在、証券取引法を基本とする法規の体系があって、それに基づいて基準作りが行われております。役所が直接審議会を構成して、そこに基準作りをさせるという形で、今まで50数年間やってきたのですが、最近、会計基準作りは民営でやるべきだという声が強くなりました。そして事実、またアメリカのFASBをはじめ英語圏の国々の会社基準作りは民営で行われています。IASB、国際会計基準理事会、これも民営です。大体、アングロ・サクソン系の国々は民営なんです。日本は国営。中国も国営。ドイツにはもともとそういう組織はなかった。なぜかという、ドイツは基準を、明文化してそれにしたがうという方式をとってきておりません。最近では異なっていますが、それで、ドイツの場合には、秩序ある簿記の諸原則という原則をみんなが頭に描いておりまして、会計処理をする場合でも、頭の中にあるその原則にしたがって処理をする。監査も同じです。

ですから、制度化された基準をもたないドイツでは、企業会計審議会のようなものは存在しなかったわけです。ところが、最近、EUの一員として、また国際会計基準理事会の一員としてもそういうものを持たざるを得なくなったということで、民営の会計基準設定主体を作りました。

日本も基準設定主体民営化の流れにのって、この7月29日に、財務会計基準機構 (Financial Accounting Standards Foundation : FASF) ができ、その下に企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan : ASBJ) が組織されて、そこが基準作りを直接担当する形で動き出しました。ところが、これは民法上の法人、財団法人なのです。法人を作るにあたっては、民法という根拠法規がありま

すけれども、証券取引法との関係はどこにもないわけです。そうしますと、その機構は基準を作っても証券取引法と関係ないわけです。企業にこれを実践しなさいと強制する力がありません。法治国家というのは何をやるにも、法律を根拠にしないと、実効があがらないのです。ですから、財務会計基準機構も法的な根拠なしで基準作りをやっておりますと、企業はそれを守る義務を負いません。

そこで、企業会計審議会は、組織令にしたがって存続しますが、今まで基準作りをしていた、基準を作るというファンクションを、機構に委託することになります。機構が作った基準は、機構が証取法上の法的根拠をもたないために、金融庁ができた基準を承認して初めて、法的支えができることになります。企業会計審議会は今後も存続して、監査基準の作成・改訂とトライ・アングル体制の下での会計制度の企画調整を担当してゆくことになります。アメリカの場合は、SECがあって、基準設定権が1933年および1934年の証券法、証券取引所法に基づいているわけです。会計基準の規定を委託されているFASB（財務会計基準審議会）が作ったものを、SECが承認して（authorize）、FASBの名前で公表する方法をとっております。前には、APB（Accounting Principles Board）があって、そこで基準作りを行っていましたが、そこで作ったある基準がSECのチェックの際に否決されてしまった。それで、APBは解散して、その後、FASBができたのです。アメリカの場合には、このようにSECが証券法、証券取引所法を根拠にして、基準設定権をもち、実際の基準作りをFASBに委託し、オーソライズしていく。日本でもそういう方式でやっていくことになります。すなわち財務会計基準委員会が委託されて作った会計基準を金融庁が承認して制度化してゆくのです。

国際会計基準委員会の場合はどうかといいますと、これは法的基礎をもたない、国際的な機関ですから、特定の国の法律にしたがうわけに

はいかない。そうすると、根拠法規なしにどうやっているかが問題になります。IOSCO（International Organization of Securities Commissions）すなわち証券監督者国際機構というものがあまして、各国の政府機関すなわち、アメリカのSEC、日本の金融庁というような、公的機関がこの組織に加盟し、それが国際会計基準をサポートしているんです。ですから、IOSCOがいわば、日本でいえば証券取引法とかその他関連する法に相当する働きをし、その上に国際会計基準がオーソリティを持っているわけです。まったく純然たる民間団体が作って、そしてそれをもって実践しなさいと企業に言っても、これは強制力をもちません。そのようなことで、国際会計基準にしても、各国の会計基準にしても、基礎づけとなるものをしっかりと持っているか、あるいは持とうと努力を行っているわけです。

## 7. むすび

時間も差し迫ってきましたので、最後の取りまとめとしまして、今後の日本の会計制度が、またその中核をなす会計基準がどのようになっていくのかについて、お話しして結びにしたいと思います。

まず基準作りの基本姿勢は、先ほど申しましたように、国際化ということを念頭に置き、そして、国際的な会計基準、たとえばFASBの基準とか、あるいは国際会計基準を尊重しながら、日本の状況に適した会計基準を設定する。国際会計基準委員会は昨年、今までの機構を大改革いたしましたして、新しい組織をもって活動を始めました。今まで、国際会計基準委員会が基準作りをしてきましたけれど、それが各国の基準にそっくり取り入れられることができなかつた。何か中途半端な形なのです。これまで国際会計基準委員会は（harmonization）、調和化をモットーに基準作りをしてきました。すなわち国際会計基準の重要なポイントは、参加各国がそれを取り入れていただきたい。細かい点はその

国々の事情があるだろうから、必ずしも国際会計基準どおりでなくてもよろしい。基本線は取り込んで、細かいところは各国の事情に任せるといことです。

ところが、今度の新しく改組された国際会計基準の理事会では、ハーモナイゼーションではなく、コンバージェンス (convergence) という言葉を使っております。コンバージェンスというのは、一点に集中するということです。数学では収束という意味です。かつては収斂と言っていました。要するに、コンバージェンスが目標であり、行動の指針なのです。要するに、一本化していく。国際会計基準と各国の会計基準が一点に集中する、つまり、統一化なのです。統一化という言葉は、非常にきつい意味合いをもち、反感をかいがちです。

コンバージェンスという言葉だと、強い抵抗を受けないのです。その心理的な面にも配慮して、コンバージェンスとっていますが、実質的には一本化、統一化なのです。

それが今の国際会計基準委員会の目標です。そのためにリエゾン・カントリーと呼ばれる国を指定する。リエゾンというのはフランス語で、2つの単語を一緒に結びつけて言うときに発音の仕方が少し変わります。また、リエゾン・オフィサーと言いますと、大使館などに所属する武官で連絡係将校です。そのリエゾンという言葉を使って、リエゾン・カントリーを7つ決めております。日本もその1つです。そして、そのリエゾン国とは、基準作りの際に、その国の代表に、出席してもらって、国際会計基準を作るときに意見を述べてもらう国です。それから、国際会計基準で決まったことを、あるいは決まろうとすることを自国の基準に導入してもらう、そういう狙いでリエゾン国という7つの中心になる国を指名して、基準作りを始めまし

た。そういうふうにして、とにかく、今まではハーモナイゼーションで済ませてきたところを、ステップ・アップしてコンバージェンスということで統一化を実現するという強力な進め方をとっています。コンバージェンスの反対語は、参考までにダバージェンス (divergence) で拡散を意味します。

このように国際会計基準理事会は国際会計基準と各国の基準とを完全に一本化することを目指していることが紛れもない事実です。それから、会計基準に時価評価が入ってきたことが関心を集めていますけれど、時価評価というのは市場価格で評価することですけれど、必ずしもそれだけではなく、将来のキャッシュ・フローの流れを予測して、それを現時点に割引計算して現価を求め、これを評価に用いるという考え方も導入されつつあります。広義には、これも時価に入れてさしつかえないと思います。これは今まで企業会計では使ってこなかったのです。それが最近、狭義の時価とともに会計計算に取り入れられてきています。

このように、取得原価基準以外の、企業の実態価値を表わそうとする、そういう評価法がこれからも盛んに取り込まれてくることでしょう。これにはいろいろな見積もり値とか、不確実な要素が関係してきますので、実際にその方法で測定するのは困難ですが、不可能ではありません。これまで客観性を重視して取得原価評価を原則としてきましたが、企業の実態を情報化する立場からは、恣意性のある余地があっても、時価や現在価値を積極的に利用して、市場による企業評価に役立てようという気運が高まってきているということができましよう。

予定された時間がまいりましたので、私の話は以上をもちまして終わりたいと思います。ご静聴どうもありがとうございました。

〔わかすぎ あきら 高千穂大学教授・横浜国立大学  
名誉教授・金融庁企業会計審議会会長〕